

平成27年度決算

財務書類の概要

(統一的な基準)

都城市総合政策部財政課

目 次

I 都城市の財務書類の公表について

1	地方公会計制度の概要	1
2	当市の取り組み	2
3	統一的な基準の特徴	2
4	作成基準日	2
5	作成対象とする範囲	3

II 一般会計等財務書類

1	貸借対照表	4
2	行政コスト計算書	7
3	純資産変動計算書	8
4	資金収支計算書	10

III 全体会計・連結会計財務書類

1	貸借対照表	11
2	行政コスト計算書	12
3	純資産変動計算書	12
4	資金収支計算書	13

IV 財務書類分析

1	資産形成度	14
2	世代間公平性	15
3	持続可能性	15
4	効率性	16
5	弾力性	16
6	自律性	17

V 総務省方式改訂モデルからの変更点

I 都城市の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。

平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。また続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律、指針は、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的とし、具体的には、平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう地方公共団体に対して要請しました。

この要請に基づき、各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。さらに東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式と複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていました。

このため、総務省は平成25年8月に「研究会 中間とりまとめ」を公表、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」を公表しました。

そして、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表し、平成30年3月までに全ての地方公共団体へこの統一的な基準による財務書類を作成するよう要請しました。

2 当市の取り組み

このような状況を踏まえ、当市では、平成21年度決算以降作成してきた総務省方式改訂モデルにかわり、平成27年度決算から、固定資産台帳の整備を行い、統一的な基準による一般会計等、全体会計及び連結会計までの財務書類を作成しました。

これにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになり、住民にとっても都城市の財務状況がどういったものであるかを判断することができる材料の1つになるものと期待されます。

3 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類の特徴として大きく3つ挙げられます。

- ①発生主義・複式簿記の導入
- ②固定資産台帳の整備
- ③比較可能性の確保

平成26年度決算まで作成していた「総務省方式改訂モデル」では個々の複式仕訳によらず、既存の決算統計データを活用して財務書類を作成していました。これは、複式仕訳は行わず、決算統計のデータを財務書類に当てはめていく方法であり、固定資産についても、台帳は存在せず、過去からの決算統計の普通建設事業費を積み上げていくことで有形固定資産の額としていました。また、前述のとおり複数のモデルが存在しており、資産の計上方法が異なることから比較可能性の点で担保できていない状況でした。

それに対し、今後は決算統計データの活用から脱却するために、発生の都度又は期末一括で複式仕訳を行うこと、固定資産台帳の整備を前提とした財務書類を作成することにより公共施設等のマネジメントにも活用可能となること、統一的な基準による財務書類等により団体間での比較可能性の確保を促進していくこととなっています。(総務省「今後の地方公会計の整備促進について・別紙2」参照)

4 作成基準日

作成基準日は、会計年度末としています。平成27年度決算分では平成28年3月31日が作成基準日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間(翌年度4月1日から5月31日までの間)の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5 作成対象とする範囲

連結会計	全体会計	一般会計等	一般会計			
		地方公営事業会計	特別会計	整備墓地特別会計		
				食肉センター特別会計		
				国民健康保険特別会計(事業勘定)		
				国民健康保険特別会計(診療施設勘定)		
				後期高齢者医療特別会計		
				公設地方卸売市場事業特別会計		
				工業用地造成事業特別会計		
				介護保険特別会計		
				電気事業特別会計		
				水道事業会計		
				下水道事業特別会計	※1	
				農業集落下水道事業特別会計	※1	
				御池簡易水道事業特別会計	※1	
				簡易水道事業特別会計	※1	
				広域連合	宮崎県後期高齢者医療広域連合	※2
				地方三公社	都城市土地開発公社	
				第三セクター	都城まちづくり株式会社	
					青井岳温泉株式会社	
		株式会社レイク観音				
株式会社くえびこ山田						
高崎町星の郷総合産業株式会社						
一般財団法人 都城市体育協会						
一般財団法人 都城圏域地場産業振興センター						
公益財団法人 都城市文化振興財団						
社会福祉法人 常陽社会福祉事業団						

※1 下水道事業特別会計及び農業集落下水道事業会計については、平成29年度から、御池簡易水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計については、平成31年度から公営企業会計に移行予定であり、連結させない措置を適用しているため、今回は全体会計に含めていません。これらの特別会計は、公営企業会計へ移行したときから連結させることとします。(地方公営企業会計マニュアルQ&A集 1.全体 4参照)

※2 後期高齢者医療広域連合については、統一的な基準による財務4表の提供がなかったため、今回は連結対象外としています。

Ⅱ 一般会計等財務書類

1 貸借対照表（平成28年3月31日現在）

地方公共団体の決算書は、1年間でどのような収入があり、その収入を何に使ったかという単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、という情報は把握できません。

この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握できます。

左側の「資産」は、保有する資産の内容や額が記載してあります。

右側の「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

（単位：百万円）

貸借対照表					
資産の部			負債及び純資産の部		
勘定科目	一般会計等		勘定科目	一般会計等	
	金額	割合		金額	割合
1.固定資産	322,499	98.1%	1.固定負債	81,639	24.8%
(1)有形固定資産	286,976	87.3%	(1)地方債	69,959	21.3%
事業用資産	97,493	29.6%	(2)長期未払金	-	0.0%
インフラ資産	180,784	55.0%	(3)退職手当引当金	11,666	3.5%
物品	20,557	6.3%	(4)損失補償等引当金	-	0.0%
(2)無形固定資産	56	0.0%	(5)その他	14	0.0%
(3)投資その他の資産	35,467	10.8%	2.流動負債	8,511	2.6%
投資及び出資金	1,510	0.5%	(1)1年内償還予定地方債	7,583	2.3%
長期延滞債権	1,081	0.3%	(2)未払金	-	0.0%
長期貸付金	463	0.1%	(3)未払費用	-	0.0%
基金	32,457	9.9%	(4)前受金	-	0.0%
その他	-	0.0%	(5)前受収益	-	0.0%
徴収不能引当金	△ 45	0.0%	(6)賞与等引当金	592	0.2%
2.流動資産	6,396	1.9%	(7)預り金	330	0.1%
(1)現金預金	2,044	0.6%	(8)その他	6	0.0%
(2)未収金	299	0.1%	負債の部合計	90,150	27.4%
(3)短期貸付金	291	0.1%	(1)固定資産等形成分	326,572	
(4)基金	3,782	1.1%	(2)余剰分(不足分)	△ 87,826	
(5)棚卸資産	-	0.0%	(3)他団体等出資分		
(6)その他	-	0.0%	純資産の部合計	238,745	72.6%
(7)徴収不能引当金	△ 19	0.0%	負債及び純資産の部合計	328,895	100.0%
資産の部合計	328,895	100.0%			

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額が合わない場合があります。

これまでに都城市では、一般会計等ベースで3,289億円の資産を形成してきています。その資産のうち、87.3%は土地や建物、工作物などの有形固定資産及びソフトウェアなどの無形固定資産で形成されています。また、基金は固定資産、流動資産合わせて362億円所有しており、資産の11.9%を占めています。

一方で、将来世代が負担すべき負債は902億円となっており、資産に対して27.4%となっています。負債の多くを占めるのは、地方債が775億円、退職手当引当金が117億円です。また、地方債の中には、国からの地方交付税措置を受ける臨時財政対策債が281億円あります。

純資産は形成した資産に対して負担の必要がない金額を指しており、資産に対して72.6%となっています。この中で、余剰分（不足分）が△878億円となっていますが、これは基準日時点における金銭必要額を指しており、ほぼ全ての地方公共団体がマイナスになることが予想されます。

用語解説（用語は連結会計まで同じ考え方になります）

固定資産

事業用資産……公共サービスに供されている資産でインフラ資産以外の資産
（例：庁舎、学校、公民館、市営住宅、福祉施設、収益事業の施設など）

インフラ資産……社会基盤となる資産
（例：道路、橋、公園、上下水道施設など）

物品……車輛、物品、美術品、機械装置等

無形固定資産……ソフトウェア、ソフトウェア（リース）

投資及び出資金……有価証券、出資金、出捐金

投資損失引当金……連結対象団体への出資金の実質価格が低下した場合に計上

長期延滞債権……滞納繰越調定収入未済分

長期貸付金……自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金
（流動資産に区分されるもの以外）

基金……流動資産に区分される以外の基金（減債基金、その他の基金）

その他……上記以外及び徴収不能引当金以外のもの（長期前払金、株式会社のその他の投資等）

徴収不能引当金……未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額
（不納欠損額）を見積もったもの

流動資産

現金預金……現金や普通預金を指し、歳計外現金も含む

未収金……市税や使用料などの未収金

短期貸付金……貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの

基金……………財政調整基金
棚卸資産……………売却を目的として保有している資産
その他……………上記以外及び徴収不能引当金以外のもの（前払金、仮払金など）
徴収不能引当金……………未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額
（不納欠損額）を見積もったもの（長期延滞債権分）

固定負債

地方債……………地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの及び、
土地開発公社、第三セクターの長期借入金
長期未払金……………自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされる
もの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
退職手当引当金……………原則期末自己都合要支給額
損失補償等引当金……………履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、
地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた
将来負担額を計上
その他……………上記以外の固定負債（長期性リース債務等）

流動負債

1年内償還予定地方債……………地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還
予定のもの及び、土地開発公社、第三セクターの短期借入
金
未払金……………基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、
または合理的に見積もることができるもの
未払費用……………一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時
点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えて
いないもの
前受金……………基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務
の履行を行っていないもの
前受収益……………一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点に
おいて未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
賞与等引当金……………基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び
福利厚生費
預り金……………基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
その他……………上記以外の流動負債（短期性リース債務等）

2 行政コスト計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金繰入額などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純経常行政コストは、受益者負担以外の市税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコストを把握することは、市の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

（単位：百万円）

行政コスト計算書		
勘定科目	一般会計等	
	金額	割合
経常費用	70,326	100.0%
1.業務費用	42,540	60.5%
(1)人件費	11,017	15.7%
(2)物件費等	30,451	43.3%
内、減価償却費	11,457	16.3%
(3)その他の業務費用	1,072	1.5%
2.移転費用	27,786	39.5%
(1)補助金等	8,768	12.5%
(2)社会保障給付	11,530	16.4%
(3)他会計への繰出金	7,032	10.0%
(4)その他	456	0.6%
経常収益	2,919	4.2%
1.使用料及び手数料	1,649	
2.その他	1,270	
純経常行政コスト	67,408	
臨時損失	319	
臨時利益	51	
純行政コスト	67,676	

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額が合わない場合があります。

毎年継続的に発生する費用である経常費用は703億円となっています。業務費用と移転費用に分かれており、人件費や物件費などの業務費用が425億円で60.5%、補助金や他会計への繰入金など外部へ支出される移転費用が278億円で39.5%となっています。また、貸借対照表で計上している有形固定資産や無形固定資産の1年間の価値の目減り分である減価償却費は115億円計上されています。

一方で、サービスの対価として徴収する使用料や手数料、受取利息などが該当する経常収益は29億円となっており、経常費用に対して4.2%となっています。この数字は将来的には受益者負担が適正かどうかを検討する場合の一つの材料として使用することが考えられます。

臨時的に発生した損益を含めて、最終的な行政コスト（純行政コスト）は677億円となっています。この純行政コストに対してどのような財源を調達したかについては純資産変動計算書で表されます。

用語解説

経常費用

業務費用

人件費 ……職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など

物件費等 ……職員旅費、資産形成を伴わない委託料、消耗品や備品購入費（消費的性質）、施設等の維持修繕にかかる経費や有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費など

その他の業務費用 ……支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など

移転費用 ……住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への繰出金等

経常収益

使用料及び手数料 ……財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭

その他 ……過料、預金利子、売上収益等

臨時損失 ……災害復旧事業費、資産除売却損、第三セクターの特別損失等

臨時利益 ……資産売却益、第三セクターの特別利益等

3 純資産変動計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したか、を表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

行政コスト計算書には計上されていない、税収国県支出金等が、本表の財源の調達欄に計上されています。また、「純行政コスト」の額が、行政コスト計算書の純行政コスト（「経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時収益」）を賄うもので、金額は一致します（純資産変動計算書上はマイナス要因です）。

(単位:百万円)

純資産変動計算書	
勘定科目	一般会計等 金額
前年度末純資産残高	239,831
1.純行政コスト	△ 67,676
2.財源	66,586
(1) 税収等	49,239
(2) 国庫等補助金	17,347
本年度差額	△ 1,090
1.固定資産の変動(内部変動)	-
2.資産評価差額	△ 20
3.無償所管換等	23
6.その他	-
本年度純資産変動額	△ 1,086
本年度末純資産残高	238,745

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額が合わない場合があります。

行政コスト計算書で計算された純行政コスト△677億円に対して、市税や各種交付金、分担金や負担金、他会計からの繰入金である税収等は492億円、国庫からの補助金が173億円となっており、純行政コストと財源の差額は△11億円となっています。

ただし、この金額は現金預金が11億円減少したわけではなく、純行政コストには資金の支出が発生しない減価償却費が115億円ありますので、実質的な現金預金はこの時点で104億円余っている状態になっています。その104億円を使用して、固定資産の整備費用や基金への積立、地方債の償還に充てられることとなります。

用語解説

前年度末純資産残高……前年度末の純資産の額（前年度貸借対照表と一致）

純行政コスト……行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、
資産形成につながらない行政サービスに係る費用（行政コスト計算書の「純行政コスト」と一致）

財源

税収等……地方税、地方交付税、地方譲与税など

国庫等補助金……国庫支出金及び都道府県支出金など

資産評価差額……有価証券等の評価差額

無償所管換等……無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など

その他……上記以外の純資産の変動

4 資金収支計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分に分け、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の現金預金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行ううえでの収支を言います。投資活動収支は、主に固定資産形成に関する収支を言います。財務活動収支とは、地方債等の借入や償還に関する収支を言います。

（単位：百万円）

資金収支計算書	
勘定科目	一般会計等 金額
1.業務活動収支	8,642
業務支出	58,948
業務収入	67,667
臨時支出	119
臨時収入	41
2.投資活動収支	△ 6,655
投資活動支出	13,963
投資活動収入	7,308
3.財務活動収支	△ 1,941
財務活動支出	8,369
財務活動収入	6,427
本年度資金収支額	45
前年度末資金残高	1,669
本年度末資金残高	1,714
前年度末歳計外現金高	297
本年度末歳計外現金増減額	33
本年度末歳計外現金高	330
本年度末現金預金残高	2,044

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額が合わない場合があります。

経常的な業務活動収支においては、86億円の黒字となっています。それに対し、投資活動収支は67億円の赤字となっています。

主な投資活動支出として、公共施設等整備支出で48億円、基金の積立支出73億円があります。主な投資活動収入として、公共施設整備に係る補助金が18億円、基金の取崩が36億円あります。

財務活動収支は市債の借入と償還であり、19億円の赤字となっています。これは、市債を発行した額よりも償還額が多かったためであり、貸借対照表の負債である地方債の総額の減少につながっています。

Ⅲ 全体会計・連結会計財務書類

「Ⅰ 都城市の財務書類の公表について（５ 作成対象とする範囲）」でも述べたとおり、全体会計においては下水道事業特別会計・農業集落下水道事業特別会計・御池簡易水道事業特別会計・簡易水道事業特別会計を、連結会計においては宮崎県後期高齢者医療広域連合を含めていません。これらの資料が出そろうまでは暫定的な金額として把握してください。

1 貸借対照表（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

貸借対照表									
資産の部					負債及び純資産の部				
勘定科目	全体会計		連結会計		勘定科目	全体会計		連結会計	
	金額	割合	金額	割合		金額	割合	金額	割合
1.固定資産	346,239	96.8%	347,985	96.0%	1.固定負債	92,956	26.0%	93,624	25.8%
(1)有形固定資産	308,684	86.3%	309,949	85.5%	(1)地方債	79,597	22.3%	80,054	22.1%
事業用資産	100,364	28.1%	101,586	28.0%	(2)長期未払金	-	0.0%	-	0.0%
インフラ資産	198,357	55.5%	198,357	54.7%	(3)退職手当引当金	12,190	3.4%	12,299	3.4%
物品	24,619	6.9%	24,690	6.8%	(4)損失補償等引当金	-	0.0%	-	0.0%
(2)無形固定資産	61	0.0%	62	0.0%	(5)その他	1,168	0.3%	1,270	0.4%
(3)投資その他の資産	37,494	10.5%	37,974	10.5%	2.流動負債	9,676	2.7%	9,932	2.7%
投資及び出資金	627	0.2%	445	0.1%	(1)1年内償還予定地方債	8,183	2.3%	8,209	2.3%
長期延滞債権	2,265	0.6%	2,265	0.6%	(2)未払金	396	0.1%	548	0.2%
長期貸付金	463	0.1%	463	0.1%	(3)未払費用	-	0.0%	47	0.0%
基金	34,357	9.6%	34,977	9.6%	(4)前受金	0	0.0%	16	0.0%
その他	-	0.0%	24	0.0%	(5)前受収益	-	0.0%	-	0.0%
徴収不能引当金	△ 199	-0.1%	△ 199	-0.1%	(6)賞与等引当金	659	0.2%	659	0.2%
2.流動資産	11,463	3.2%	14,509	4.0%	(7)預り金	431	0.1%	443	0.1%
(1)現金預金	6,093	1.7%	7,894	2.2%	(8)その他	7	0.0%	11	0.0%
(2)未収金	1,007	0.3%	1,166	0.3%	負債の部合計	102,631	28.7%	103,556	28.6%
(3)短期貸付金	291	0.1%	291	0.1%	(1)固定資産等形成分	350,312		352,058	
(4)基金	3,782	1.1%	3,782	1.0%	(2)余剰分(不足分)	△ 95,241		△ 93,678	
(5)棚卸資産	380	0.1%	1,464	0.4%	(3)他団体等出資分			558	
(6)その他	13	0.0%	15	0.0%	純資産の部合計	255,071	71.3%	258,938	71.4%
(7)徴収不能引当金	△ 103	0.0%	△ 103	0.0%	負債及び純資産の部合計	357,702	100.0%	362,494	100.0%
資産の部合計	357,702	100.0%	362,494	100.0%					

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額が合わない場合があります。

なお、連結対象外の団体が所有している基金及び公債（企業債）の金額は以下の通りとなります。

（単位：百万円）

会計名	基金額	地方債残高
下水道事業特別会計	107	20,522
農業集落下水道事業特別会計	-	3,716
御池簡易水道事業特別会計	-	344
簡易水道事業特別会計	4	1,054
宮崎県後期高齢者医療広域連合	516	-

※宮崎県後期高齢者医療広域連合の基金については、負担金割合を乗じた金額を掲載しています。

2 行政コスト計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

（単位：百万円）

行政コスト計算書				
勘定科目	全体会計		連結会計	
	金額	割合	金額	割合
経常費用	109,903	100.0%	112,043	100.0%
1.業務費用	46,586	42.4%	48,692	43.5%
(1)人件費	11,974	10.9%	13,208	11.8%
(2)物件費等	32,809	29.9%	33,667	30.0%
内、減価償却費	12,297	11.2%	12,365	11.0%
(3)その他の業務費用	1,803	1.6%	1,817	1.6%
2.移転費用	63,317	57.6%	63,351	56.5%
(1)補助金等	49,536	45.1%	49,510	44.2%
(2)社会保障給付	11,577	10.5%	11,577	10.3%
(3)他会計への繰出金	1,743	1.6%	1,743	1.6%
(4)その他	461	0.4%	522	0.5%
経常収益	5,384	4.9%	7,564	6.8%
1.使用料及び手数料	3,758		3,819	
2.その他	1,626		3,745	
純経常行政コスト	104,519		104,479	
臨時損失	374		392	
臨時利益	346		348	
純行政コスト	104,547		104,522	

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額が合わない場合があります。

3 純資産変動計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

（単位：百万円）

純資産変動計算書		
勘定科目	全体会計	連結会計
	金額	金額
前年度末純資産残高	256,721	260,583
1.純行政コスト	△ 104,547	△ 104,522
2.財源	103,708	103,860
(1) 税金等	72,649	72,685
(2) 国庫等補助金	31,059	31,175
本年度差額	△ 839	△ 663
1.固定資産の変動(内部変動)	-	-
2.資産評価差額	△ 20	△ 20
3.無償所管換等	29	29
4.他団体出資等分の増加	-	-
5.他団体出資等分の減少	-	-
6.その他	△ 820	△ 991
本年度純資産変動額	△ 1,650	△ 1,645
本年度末純資産残高	255,071	258,938

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額が合わない場合があります。

4 資金収支計算書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

（単位：百万円）

資金収支計算書		
勘定科目	全体会計	連結会計
	金額	金額
1.業務活動収支	9,372	9,453
業務支出	97,726	99,815
業務収入	107,148	109,319
臨時支出	120	123
臨時収入	71	72
2.投資活動収支	△ 6,721	△ 6,873
投資活動支出	14,951	15,254
投資活動収入	8,230	8,381
3.財務活動収支	△ 1,962	△ 2,051
財務活動支出	9,222	9,320
財務活動収入	7,259	7,269
本年度資金収支額	689	529
前年度末資金残高	5,074	7,035
本年度末資金残高	5,764	7,564
前年度末歳計外現金高	297	297
本年度末歳計外現金増減額	33	33
本年度末歳計外現金高	330	330
本年度末現金預金残高	6,093	7,894

※表示金額は百万円単位となっており、四捨五入のため合計金額が合わない場合があります。

IV 財務書類分析

平成27年1月に公表された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の中に財務書類活用の手引きがあります。その中で分析の視点という形で6項目の視点に対する指標が示されています。

平成27年度決算分は作成初年度であること、また全ての地方公共団体が統一的な基準で作成していないことを鑑みて、指標の算出のみになりますが、次年度以降からは過去の指標と比較する経年比較及び全国平均や他団体、特に類型団体との比較が可能となります。

今回の指標につきましては、一般会計等財務書類から金額を引用しています。

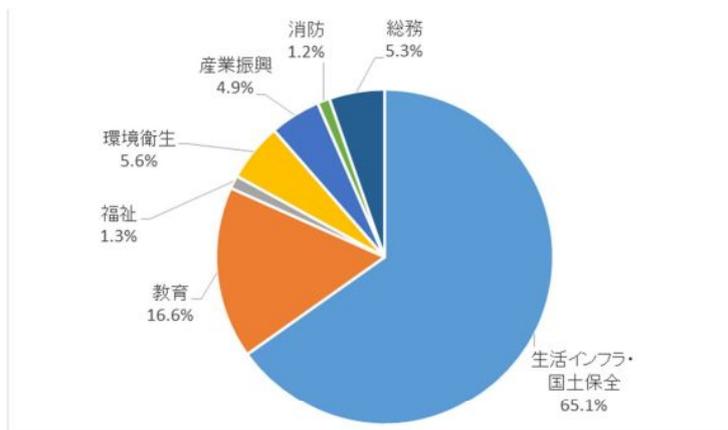
1 資産形成度

資産形成度は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」といった住民等の関心に基づくものです。決算統計でも財政指標が既にありますが、いずれも資産形成度を表す指標ではないため、資産形成度に関する指標は財務書類を作成することによって初めて得られるものです。

貸借対照表は、資産の部において地方公共団体の保有する資産のストック情報を一覧表として示しており、これを住民一人当たり資産額や有形固定資産の行政目的別割合、歳入額対資産比率、資産老朽化比率といった指標を用いてさらに分析することにより、住民等に対して新たな情報を提供するものといえます。

指標		平成27年度	
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるのか	住民一人当たり資産額	1,968 千円
		歳入額対資産比率	3.96 年
		有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)	54.8 %
		有形固定資産の行政目的別割合	表1

表 1



2 世代間公平性

世代間公平性は、「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」を表したもので、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされるものです。

世代間公平性を表す指標としては、地方財政健全化法における将来負担比率もありますが、貸借対照表は、財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担のバランスが適切に保たれているのか、どのように推移しているのかを端的に把握することを可能にするものであります。

ただし、将来世代の負担となる地方債の発行については、原則として将来にわたって受益の及ぶ施設の建設等の資産形成に充てることができるものであり（建設公債主義）、その償還年限も、当該地方債を財源として建設した公共施設等の耐用年数を超えないこととされています（地方財政法第5条及び第5条の2）。したがって、地方財政においては、受益と負担のバランスや地方公共団体の財政規律が一定程度確保されるように既に制度設計されていることにも留意しておく必要があります。なお、地方債の中には、その償還金に対して地方交付税措置が講じられているものがあるため、この点にも留意が必要です。

指標			平成27年度
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	純資産比率	72.6 %
		社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)	15.3 %

3 持続可能性（健全性）

持続可能性（健全性）は、「財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）」を表しており、財政運営に関する本質的な視点です。

貸借対照表においては、退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債を捉えることになります。

指標			平成27年度
持続可能性	財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）	住民一人当たり負債額	540 千円
		基礎的財政収支（プライマリーバランス）	2,716 百万円
		債務償還可能年数	6.48 年

4 効率性

効率性は、「行政サービスは効率的に提供されているか」を表しています。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（第2条第14項）とされており、財政の持続可能性と並んで住民の関心が高い視点です。

行政の効率性については、多くの地方公共団体で取り組んでいる行政評価において個別に分析が行われているものと考えられますが、行政コスト計算書は地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示するものであり、行財政の効率化を目指す際に不可欠な情報を一括して提供するものです。

行政コスト計算書においては、住民一人当たり行政コストや性質別・行政目的別行政コストといった指標を用いることによって、効率性の度合いを定量的に測定することが可能となります。

指標			平成27年度
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	住民一人当たり行政コスト	403 千円

5 弾力性

弾力性は、「資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか」を表しています。

財政の弾力性については、一般に、経常収支比率（経常経費充当一般財源の経常一般財源総額に占める比率）等が用いられますが、財務書類においても、弾力性の分析が可能です。

すなわち、純資産変動計算書において、地方公共団体の資産形成を伴わない行政活動に係る行政コストに対して地方税、地方交付税等の当該年度の一般財源等がどれだけ充当されているか（行政コスト対税率等比率）を示すことができます。

これは、当該団体がインフラ資産の形成や施設の建設といった資産形成を行う財源的余裕度がどれだけあるかを示すものといえます。

指標			平成27年度
弾力性	資産形成を行う余裕はどのくらいあるのか	行政コスト対税率等比率	101.2 %

6 自律性

自律性は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）」といった住民等の関心に基づくものです。

これは、地方公共団体の財政構造の自律性に関するものであり、財務書類についても、行政コスト計算書において使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出することが可能であるため、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができます。

指標			平成27年度
自律性	歳入はどのくらい税金等で賄われているか	受益者負担の割合	4.2 %

V 総務省方式改訂モデルからの変更点

平成27年度決算から統一的な基準による財務書類を作成しましたが、平成26年度まで作成してきた総務省方式改訂モデルと大きく異なる点は、固定資産台帳を整備したことです。

そのため、財務書類の貸借対照表の有形固定資産、無形固定資産につきまして、今までは決算統計の普通建設事業費の積み上げであったものが、個別の土地や建物などの施設の残存価値の積み上げになりました。

また、その他の資産や負債につきましても、数項目は評価方法の変更がなされています。

以下に、総務省方式改訂モデルとの金額の比較について抜粋して掲載します。

統一的な基準の金額は、開始貸借対照表（平成27年4月1日時点（平成26年度末））の金額を掲載しています。

また、一般会計等（普通会計）の金額で比較しています。

（単位：百万円）

項目	総務省 改訂モデル	統一的な 基準	増減額
資産額	310,799	332,037	21,238
固定資産額 (有形固定資産額+無形固定資産額)	273,398	293,897	20,499
土地(※)	70,216	40,249	△29,967
土地以外(建物、工作物等)	203,182	253,648	50,466

一般会計等でみると、資産額は212億円増加しています。有形固定資産、無形固定資産につきましても205億円増加していますが、土地に関しては300億円減少しています。土地については、道路、水路、河川の底地について、取得原価が不明の場合は1円で評価することになっていることが主な原因と考えられます。

それに対し、土地以外の資産については増加していますが、道路の工作物について、路線ごとの取得原価が判明できなかったため、再調達原価による算定を行ったところ増加していることが原因と考えられます。その差につきましては、統一的な基準では市道と農道を合わせて134,577百万円で、総務省方式改訂モデルの道路、街路、林道、農業農村整備を合わせると94,358百万円となっています。（総務省方式改訂モデルの科目で道路分と明確には判定できない部分があることに留意してください。）